

令和8年度（年度途中）



# 学童クラブ入所のしおり



## ★入所申請受付（年度途中）★

### 1 受付期間

入所を希望する月の前月15日までに必要書類をそろえて申請してください。

※学童クラブの受入可能人数に余裕がない場合は、入所保留となります。

### 2 申請方法、受付時間

①オンライン申請：QRコード又はURLから申請（受付期間内であれば24時間申請可能）

②窓口申請：福生市役所1階8番 子ども政策課窓口にて申請（市役所開庁時間内）

③郵送申請：福生市役所 子ども政策課宛に郵送（期限の5日前必着。5日前が市役所閉庁日の場合は、その直前の市役所開庁日までに必着）※郵送事情等により、到着が遅れた場合は、申請を受け付けできませんので、期限に余裕をもって申請してください。

※申請期限日が、市役所閉庁日の場合は、その直前の市役所開庁日が申請期限となります。

※詳細は、1ページ「3 入所の申請」を御覧ください。

### 【問合せ】

福生市 子ども家庭部 子ども政策課 子ども政策係  
〒197-8501 福生市本町5番地  
電話 042-551-1733（直通）  
<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

### 【市役所開庁時間】

8時30分から17時15分まで

※水曜日は、20時まで

※土曜日の正午から13時までの時間及び日曜日・祝日を除く。

オンライン申請フォーム



<https://logoform.jp/form/dHoV/117241>

# 目次

1	学童クラブに入所できる児童.....	1
2	心身に障害のある児童の入所基準.....	1
3	入所の申請.....	1
4	学童クラブ入所の決定.....	3
5	育成料（クラブ活動費を除く。）.....	4
6	クラブ活動費.....	4
7	開所日と指導時間.....	5
8	延長指導.....	5
9	学童クラブでの過ごし方（一例）.....	6
10	年度途中の退所・入所申請の取下げについて.....	6
11	年度途中の学童クラブの変更について.....	6
12	各種手続について.....	7
13	所在地.....	8
14	Q&A（よくある御質問）.....	10
15	学童クラブとふっさっ子の広場の違い.....	13
16	申請から入所までの流れ.....	14

「子育てするなら ふっさ情報サイト『こふくナビ』」は市ホームページの子育て特設サイトです。  
学童クラブの申請書類についてもこちらのサイトからダウンロードできます。

子育てするなら ふっさ情報サイト

「こふくナビ」



子育てするなら ふっさ  
応援キャラクター  
「こふくちゃん」



## はじめに

### 学童クラブとは

保護者が就労などで、日中留守になる家庭の小学生を対象に遊びや生活の場を設け、健全な育成を図ることを目的としています。

学童クラブは、下校時からの生活拠点として、学年の異なる子どもたちの交流を通し、社会的な経験を積む場でもあります。

いろいろな活動や遊びを通して、物事に対する意欲や生活態度を形成し、子どもたちの自主性や社会性、創造性を培うことを目的としています。

## 1 学童クラブに入所できる児童

原則、次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 市内に居住し、小学校に就学する児童 ※小学校6年生まで対象です。
- (2) 保護者の労働（1日4時間以上、日曜日を除く週3日以上勤務）等により、放課後家庭で育成が受けられない児童
- (3) 次のいずれにも該当しない児童
  - ア 感染症又は悪性の疾病を有する者
  - イ 心身が虚弱で育成に耐えられないと認められる者
  - ウ 著しく心身に障害のある者
  - エ その他市長が入所を不相当と認めた者

## 2 心身に障害のある児童の入所基準

心身に障害がある場合で学童クラブに入所できる児童は、集団生活になじむことが可能で、原則として1人で通所することができる、次のいずれかに該当する児童です。

- (1) 身体障害者5級から7級までの児童
- (2) 愛の手帳3度又は4度の児童
- (3) 知的障害の判定・身体障害の認定を受けていない児童については、(1)、(2)と同程度の児童

## 3 入所の申請

### ●受付期間

**入所を希望する月の前月15日まで**に必要書類をそろえて申請してください。

- ・15日が市役所閉庁日の場合は、その直前の市役所開庁日が申請期限となります。
- ・**受付期間外の申請は、受け付けできません。**
- ・学童クラブの受入可能人数に余裕がない場合は、入所保留となります。

●申請方法

申請方法は、次の3つです。

- ① オンライン申請：次のQRコード又はURLから申請  
 ※受付期間内であれば24時間申請可能

【QRコード】		【申請フォーム URL】
		<a href="https://logoform.jp/form/dHoV/117241">https://logoform.jp/form/dHoV/117241</a>

- ② 窓口申請：福生市役所 1 階 8 番窓口 子ども政策課にて申請  
 ※15日が市役所閉庁日の場合は、その直前の市役所開庁日が申請期限となります。
- ③ 郵送申請：福生市役所子ども政策課宛に郵送  
 ※申請期限の5日前必着。ただし、5日前が市役所閉庁日の場合は、その直前の市役所開庁日まで必着とします。  
※郵送事情等により、到着が遅れた場合は、申請を受け付けできませんので、期限に余裕をもって申請してください。

●必要書類

次の表の各事由に対応した必要書類をそろえて申請してください。

《入所の要件及び申請に必要な書類》

事由	入所の要件	申請に必要な書類
就労 (外勤・ 自営)	1日当たり4時間以上、日曜日を除く週3日以上 の勤務 ※育児休業期間中も入所することができます。	・学童クラブ入所承認申請書 ・勤務証明書
出産	出産予定日の属する月を挟んで前後2か月の合計5か月（多胎児を妊娠している場合は、前後3か月の合計7か月） 例）7月出産予定の場合 入所可能期間5～9月	・学童クラブ入所承認申請書 ・母子健康手帳（出産予定日が記載されているページの写し）
疾病・ 負傷	入院／常時臥床 <sup>か</sup> ／感染症 一般療養／精神性疾患による通院	・学童クラブ入所承認申請書 ・医師の診断書（原本）
障害	身体障害者手帳（1～4級）／愛の手帳／精神障害者保健福祉手帳／要介護1～5	・学童クラブ入所承認申請書 ・障害者手帳等（写し）
介護・ 看護	1か月以上介護・看護が必要となる場合 （日数・時間は、就労の要件を準用）	・学童クラブ入所承認申請書 ・医師の診断書（原本）／障害者手帳等（写し）／介護保険証（写し） ※うちいずれか1つ
通学・ 職業 訓練	学校教育法に定める学校等への1か月以上通学／職業訓練施設等への1か月以上通所（日数・時間は、就労の要件を準用）	・学童クラブ入所承認申請書 ・在学証明書（原本） ・時間割表等カリキュラム（写し）

※保護者の状況（就労形態等）に変更が生じた場合は、速やかに福生市役所子ども政策課まで御連絡ください。

## ●学童クラブ入所承認申請書の記入に当たっての注意点

- ・第1希望のみの記入の場合、定員超過により入所できないことがありますので、可能な限り第2希望まで記入してください。
- ・特段の事情により、8ページ目「目安となる小学校」に記載の学童クラブ以外への入所を希望される場合は、子ども政策課まで御相談ください。なお、居住地や学校から遠い学童クラブへの入所を希望される場合は、交通事故防止や防犯等、児童の安全確保を最優先に考え、選択してください。

※記入漏れがないよう、御注意ください。

## ●勤務証明書

- ・保護者（父・母等）それぞれの勤務証明書が必要となりますので、勤務先で証明していただき、提出してください。自営業や証明書の取得が難しい仕事をしている方も、勤務状況を記入し、提出してください。記載方法や注意事項等については、勤務証明書の裏面を御確認ください。
- ・勤務証明書の有効期限は、入所希望日時点で、作成日から6か月以内です。
- ・次の方は有効期限内であれば学童クラブ新規申請時に勤務証明書の提出は不要です。

①学童クラブ入所申請児童の弟や妹が市内の保育園・幼稚園等に通っていて、令和7年度中に現況届及び就労証明書を提出している場合

②学童クラブ入所申請児童に保育園・幼稚園の令和8年度新規申込みをした弟や妹がいて、申込み時に就労証明書を提出している場合

⇒ 入所承認申請書の「兄弟姉妹等の状況欄」に在園中の保育園・幼稚園等名を記入

※記入がない場合、勤務証明書を提出していただく必要がありますので、御注意ください。

## ●医師の診断書（原本）及び在学証明書（原本）

- ・医師の診断書（原本）及び在学証明書（原本）の有効期限は、入所希望日時点で、作成日から6か月以内です。

## 4 学童クラブ入所の決定

提出された書類の内容を審査し、入所の可否を決定します。なお、入所希望者が受入可能人数を超えたときは、入所申請の要件に該当していても入所を保留とすることがあります。入所保留となった場合は、「学童クラブ入所承認保留通知書」を送付するとともに、年度途中で退所する方がいた場合、保護者の就労等により家庭での育成が受けられない程度の高い方から入所を決定します。

※入所日は、原則として毎月1日です。入所が決定した場合は、御自宅へ「学童クラブ入所承認通知書」を送付します。

※入所が不承認となった場合は、御自宅へ「学童クラブ入所不承認通知書」を送付します。

## 5 育成料（クラブ活動費を除く。）

月額 4,000 円

### ●納付方法

- ・育成料の納付については、福生市役所子ども政策課で取り扱います。毎月指定期日に、原則として口座振替により納付をしていただきます。「学童クラブ入所承認通知書」に同封の「口座振替依頼書」、はんこ、通帳を金融機関に持参の上、口座振替の手続きをお願いします。

※長期欠席されている児童についても、全額を納付していただきます。

※退所届又は入所申請を取り下げの旨を記載したものの提出がない限り、翌月以降の育成料が発生しますので御注意ください。

### ●減免について

- ・特定の要件に該当する場合、育成料が減額又は免除となります。育成料の減額又は免除を希望される場合は、**減額又は免除を希望する月の15日まで**に、「学童クラブ育成料等減免申請書」を福生市役所子ども政策課へ提出してください（提出方法は、7ページ参照）。

※期間を遡っての申請は、できません。

※減額又は免除の申請は、年度ごとに必要です。

### 《減免の要件及び申請に必要な書類》

育成料	要件	申請に必要な書類
減額 2,500円	・同一世帯で2人以上の児童が学童クラブに入所している場合（1人を除いて減額）	・学童クラブ育成料等減免申請書
	・福生市ひとり親家庭等医療費助成制度医療証の交付を受けている世帯	・学童クラブ育成料等減免申請書 ・福生市ひとり親家庭等医療費助成制度医療証（写）
免除 0円	・生活保護世帯	・学童クラブ育成料等減免申請書
	・当該年度（4月～6月は前年度）の市区町村民税が非課税又は均等割額のみである世帯	・学童クラブ育成料等減免申請書 ・令和7年1月2日以降に福生市に転入された方は、前住所地で発行された（非）課税証明書

## 6 クラブ活動費

月額 1,500 円

※育成料とは別に必要となります。学童クラブ育成内での間食費、行事費として使用します。

※長期欠席されている児童についても、全額を納付していただきます。

※「クラブ活動費」は、各クラブで取り扱います。



## 7 開所日と指導時間

開所日	指導時間
月曜日～金曜日	下校時 ～18時
土曜日及び振替による学校の授業がない日	8時30分～18時
春休み、夏休み及び冬休み	



日曜日、祝日、年末年始等は閉所日です。

また、インフルエンザ、台風等による学級閉鎖や緊急事態が発生した場合には、学校と同様の対応をします。

※学級閉鎖の場合、そのクラスの児童は、学級閉鎖が解かれるまで学童クラブに通所できません。

## 8 延長指導



学童クラブの指導時間は、保護者の状況に応じて延長することができます。  
 なお、延長育成料は、通常の育成料に含まれませんので、別途追加されます。  
 ※育成料が減額又は免除の世帯は、延長育成料も減額又は免除となります。

《延長育成料の区分》

	朝（8時～8時30分）		夜（18時～19時）	
	一時利用	定期利用 （休業期間当たり）	一時利用 （30分当たり）	定期利用 （1か月当たり）
月曜日～ 金曜日	—	—	300円	2,000円
土曜日及び 振替による 学校の授業 がない日	300円	—		
春休み		500円（3月末まで）		
夏休み		500円（4月以降）		
冬休み		1,500円		
		500円		

※延長指導の申請、延長育成料の納付及び延長指導辞退の届出については、各学童クラブで取り扱います。

※武蔵野台クラブ、熊川クラブ、田園クラブは、朝7時30分から及び夜20時までの延長指導があります（別途延長育成料あり）。

## 9 学童クラブでの過ごし方（一例）

(1) 学校授業日(月曜日～金曜日)

時間	活動
登所後～15:00	学習時間
15:00～15:30	おやつ・片付け
15:30～18:00	自由時間
18:00～19:00	延長指導開始・終了



(2) 学校休業日(土曜日・長期休業期間等)

時間	活動
8:00～8:30	延長指導開始・終了
8:30～9:00	通常指導開始
9:00～	学習・読書時間 (20～30分程度)
～11:45	自由時間
11:45～13:00	昼食準備・昼食
13:00～	自由時間
15:00～15:30	おやつ・片付け
15:30～18:00	自由時間
18:00～19:00	延長指導開始・終了

## 10 年度途中の退所・入所申請の取下げについて

●年度途中で学童クラブの退所を希望される場合は、**退所希望月の20日まで**に「学童クラブ退所届」を福生市役所子ども政策課へ提出してください（提出方法は7ページ参照）。  
例1）8月末退所希望の場合、8月20日までに「学童クラブ退所届」を提出

●入所申請の取下げを希望される場合は、**入所前月の20日まで**に、福生市役所子ども政策課へ申し出てください（7ページ参照）。  
例2）令和8年4月1日からの入所申請を取り下げる場合、令和8年3月19日までに申出

※期限を過ぎてからの届出は、翌月以降の退所扱いとなり、育成料が発生しますので御注意ください。

## 11 年度途中の学童クラブの変更について

●年度途中で学童クラブの変更を希望される方は、**変更希望月の前月15日まで**に、再度「学童クラブ入所承認申請書」及び勤務証明書等を、福生市役所子ども政策課へ提出してください（提出方法は、1ページ参照）。

※併せて「学童クラブ退所届」も、福生市役所子ども政策課へ提出してください。

## 12 各種手続について

### ●手続方法

各種手続の方法は次の3つです。

#### ① オンラインでの手続：次のQRコード又はURLから手続

【QRコード】



【福生市役所ホームページ URL】

<https://www.city.fussa.tokyo.jp//life/child/hall/1020553.html>

#### ② 窓口での手続：福生市役所1階8番窓口 子ども政策課にて手続

※提出期限が市役所閉庁日の場合は、その直前の市役所開庁日が提出期限となります。

#### ③ 郵送での手続：福生市役所子ども政策課宛に郵送

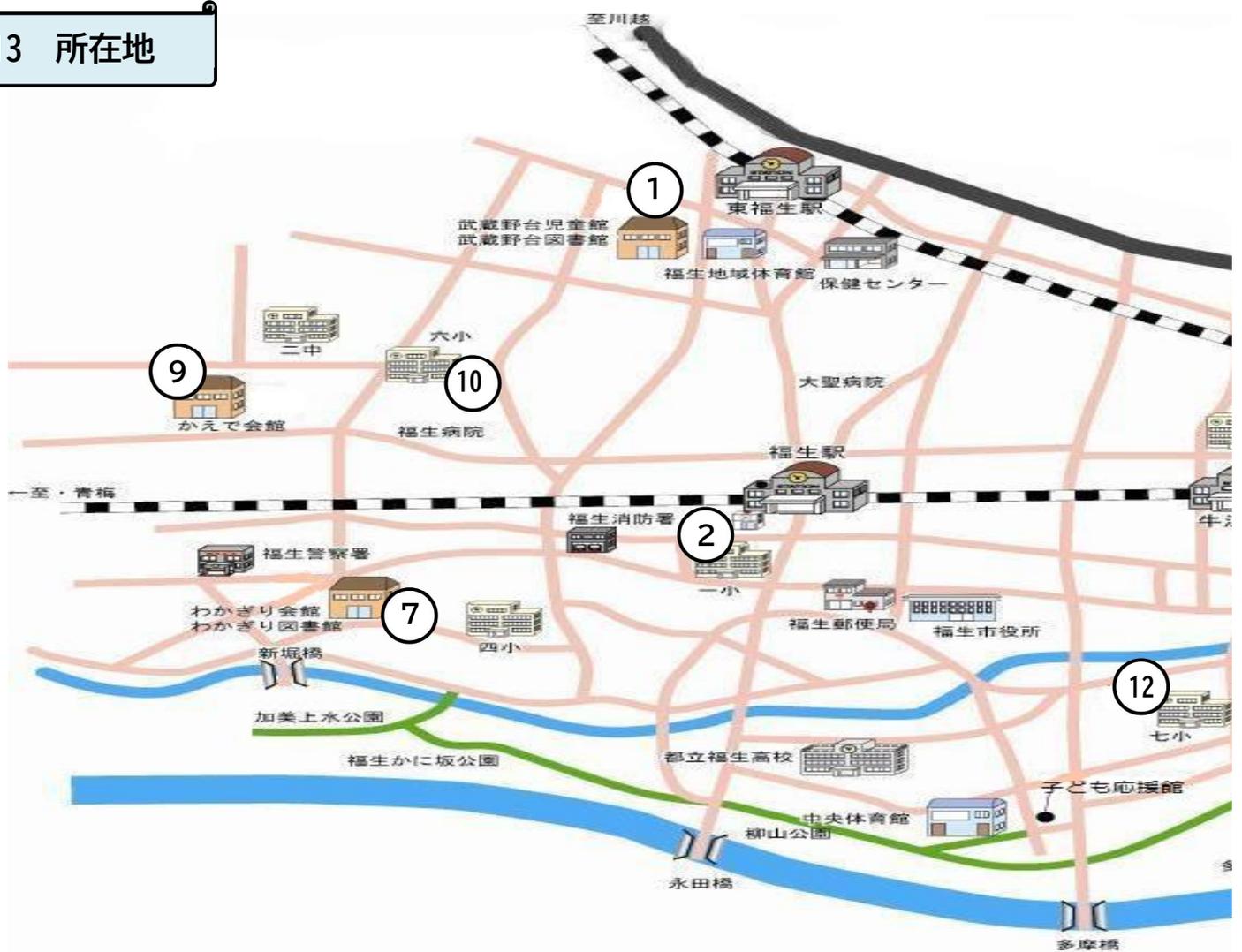
※提出期限の5日前必着。ただし、5日前が市役所閉庁日の場合は、その直前の市役所開庁日必着とします。

※郵送事情等により、到着が遅れた場合は、申請を受け付けできませんので、期限に余裕をもって申請してください。

### 《手続の期限及び必要な書類》

事由	提出期限	手続に必要な書類
年度途中で退所する場合	・退所希望月の20日まで	・学童クラブ退所届
入所している学童クラブを変更する場合	・変更希望月の前月15日まで	・学童クラブ入所承認申請書 ※学童クラブ退所届も提出してください。
学童クラブ育成料等の減免を希望する場合	・減免開始希望月の15日まで	・学童クラブ育成料等減免申請書 ※その他必要書類は、4ページ参照
保護者の状況（就労形態等）に変更が生じた場合	・変更後速やかに提出	・学童クラブ申請事項変更届 ※就労形態等に変更が生じた場合は、勤務証明書等を提出してください。
入所申請を取り下げる場合	・入所希望月の前月20日まで	・学童クラブ入所申請について取り下げる旨を記載したもの（任意様式） ※保護者住所・保護者氏名・児童氏名・小学校名・学年・学童クラブ名・入所希望日・取り下げ理由を記載してください。

## 13 所在地

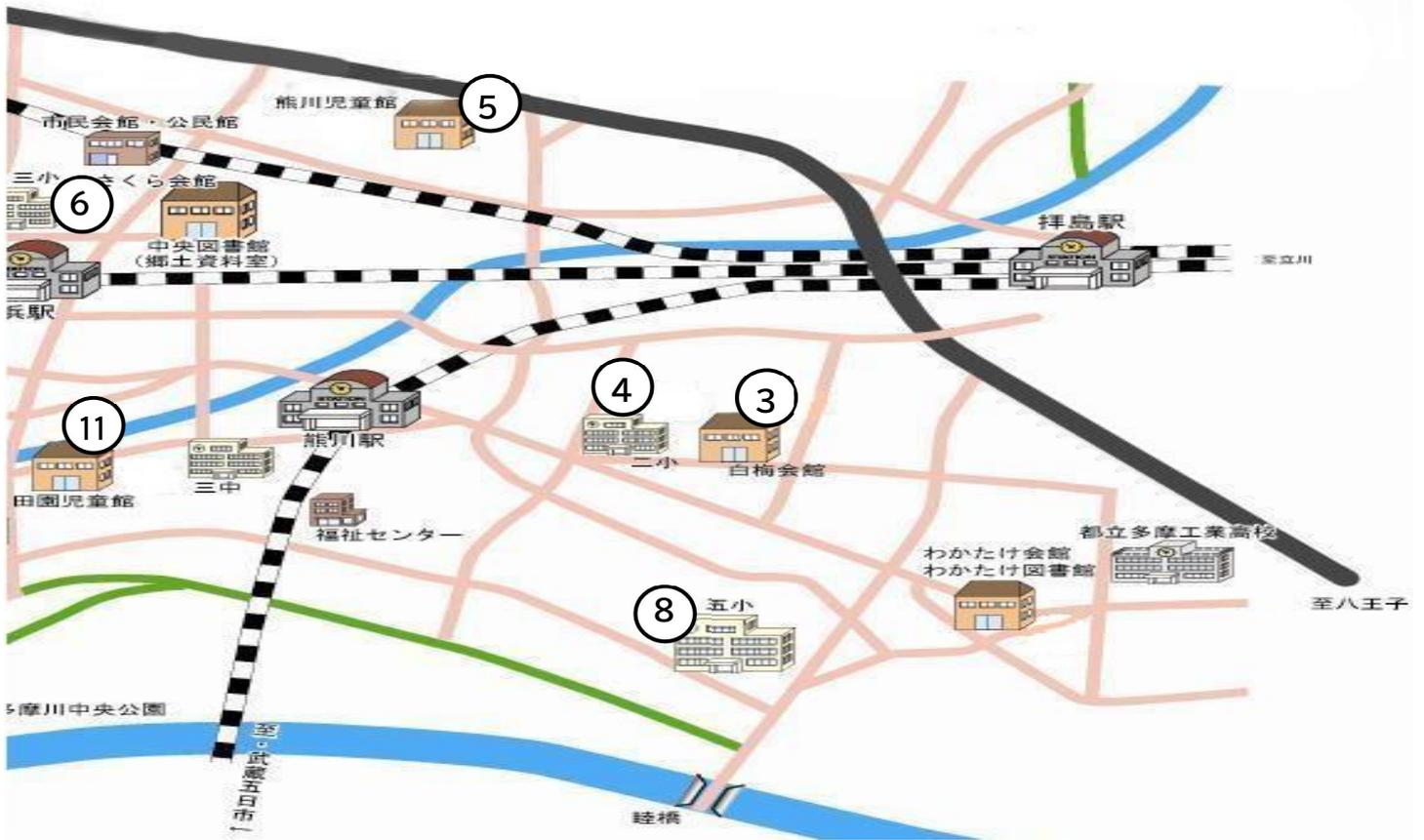


番号	クラブ名	目安となる小学校※1	所在地	電話番号
①	武蔵野台クラブ	福生第一小学校、福生第四小学校、福生第六小学校	武蔵野台1-12-2 (武蔵野台児童館内)	042-551-6732
②	臨時スマイルクラブ	福生第一小学校	福生1055 (福生第一小学校内)	042-551-1120
③	たんぽぽクラブ	福生第二小学校 (2年生以上)	熊川559-1 (白梅会館内)	042-552-0717
④	臨時第2たんぽぽクラブ	福生第二小学校 (1年生のみ)	熊川623 (福生第二小学校内)	042-553-9402
⑤	熊川クラブ	福生第二小学校、福生第三小学校	熊川1143-1 (熊川児童館内)	042-539-1587
⑥	臨時さくらクラブ※2	福生第三小学校	牛浜162 (福生第三小学校内)	042-552-8255
⑦	わかぎりクラブ	福生第四小学校	福生1280-1 (わかぎり会館内)	042-551-8165
⑧	臨時ゴッチクラブ	福生第五小学校	南田園1-2-2 (福生第五小学校内)	042-552-0445
⑨	亀の子クラブ	福生第四小学校、福生第六小学校	加美平1-20-6 (かえで会館内)	042-552-0446
⑩	臨時第2亀の子クラブ※2	福生第六小学校 (1・2年生のみ)	加美平1-9-1 (福生第六小学校内)	042-553-2811 042-553-2812
⑪	田園クラブ	福生第五小学校、福生第七小学校	南田園3-6-1 (田園児童館内)	042-553-3756
⑫	臨時第2田園クラブ※2	福生第七小学校	北田園1-1-1 (福生第七小学校内)	042-551-4690

※1 目安となる小学校や学年に該当しない場合であっても、特段の事情があり、入所を希望する場合は子ども政策課まで御相談ください。

※2 ⑥⑩⑫の3クラブは、ふっさっ子の広場との日常的な交流を行う「一体型放課後対策事業」を実施しています。

# 案内図



## 特色

保護者との交流を深め、子どもたちの力を発揮できるような行事に取り組んでいます。

子ども一人一人の意見を尊重し、異学年の子どもたちの豊かな交流を大切にしています。

2年生以上の学童クラブです。時折臨時第2たんぼぼクラブとも交流し、落ち着いて異学年交流ができる環境作りを大切にしています。

1年生のみの学童クラブです。落ち着いて過ごせる環境を目指し、時折たんぼぼクラブとも交流しながら、元気に楽しく活動しています。

児童館と併設のため、遊びのバリエーションが多く、館庭や遊戯室でのびのびと過ごせます。

ふっさっ子の広場との一体型放課後対策事業として運営しています。地域や異学年との交流を大切に、楽しく活動しています。

子どもの主体性を大切に、1～6年生が協力をしてイベントや活動に取り組みながら過ごしています。

子どもたちが楽しく遊び、安心・安全に過ごせる居場所を目標に様々な取組を行っています。

学年に関係なく、子どもたち同士で仲良く遊んでいます。様々な行事やボランティアの方との交流の中から多くのことを学んでいます。

一体型放課後施設なのでふっさっ子の広場の事業に参加し、異学年とも交流しています。子どもの興味を大切に活動しています。

併設の児童館職員や保護者と連携し、学童のルールを守りつつ、子どもたちにとって居心地のいい場所になるよう、皆で力を合わせています。

落ち着いて過ごせる環境作りと、一体型放課後施設として、ふっさっ子の広場との交流を通じ、様々なイベント活動をしています。

## 14 Q&A (よくある御質問)

### ●入所申請前

**Q1** 子どもに集団生活を経験させたいのですが、学童クラブに入所することはできますか？

**A1** 子どもの集団生活の経験のために学童クラブに入所することはできません。

学童クラブは、保護者の就労や疾病などにより、放課後に御家庭で育成が受けられない児童を育成するところです。

**Q2** 私は福生市民ではありませんが、福生市の学童クラブに申請することはできますか？

**A2** 入所日までに次のどちらかに該当していれば、申請することができます。

- ① 市内に居住し、小学校に在籍している児童
- ② 市外に居住しているが、市内小学校に在籍している児童

**Q3** 学童クラブの見学はできますか？

**A3** 各学童クラブで見学の受入れを行っています。見学したい施設に、直接お問い合わせください。

**Q4** 学童クラブに空きがなくても申請できますか？

**A4** 学童クラブ入所の申請は、学童クラブの空きのある・なしにかかわらず申請できますので、通いたい順で希望学童クラブを記入してください。入所申請時に空きがない場合でも、他の児童の退所や転所により空きが生じることもあります。

**Q5** 希望学童クラブを第2希望まで書いた場合や、逆に第1希望しか書かなかった場合に優先されることや不利になることはありますか？

**A5** 希望学童クラブの記入の数によって優先されることや、不利になることはありません。利用調整では利用調整表により、世帯の指数が高い方から学童クラブを決定していきますので、希望学童クラブの数は関係ありません。なお、希望学童クラブは必ず通いたい順番で書いてください。

**Q6** 夏休みや冬休みのみの利用はできますか？

**A6** できます。ただし、入所は毎月1日を入所日とする月単位となりますので、夏休みや冬休みのみの利用であっても、育成料やクラブ活動費は、月額を納付していただきます（金額等は、4ページ目を御覧ください。）。

なお、入所申請は入所を希望する月の前月15日までに申請してください。学童クラブの空き状況に応じて、入所決定をします。また、夏休み明け等に退所をする場合は、退所届の提出が必要です。

(例) 夏休み期間(7～8月中)に利用を希望する場合

6月15日までに入所申請、入所決定後から8月20日までの間に退所届を提出

**Q7** 申請時点で勤務内定の場合、扱いはどうなりますか？

**A7** 申請時に勤務先に内定している場合、勤務内定として申請ができます。ただし、学童クラブ入所日までに勤務を開始していただく必要があります。勤務を開始できない場合や内定取消しとなった場合は、入所取消しとなります。

**Q8** 入所希望日時点で育児休業を取得している場合、扱いはどうなりますか？

**A8** 入所希望日時点で育児休業を取得している場合でも、就労要件として申請ができます。勤務証明書「産休・育休の合計期間」欄に記載の上、申請してください。ただし、入所希望日時点で育児休業期間中の場合、就労中の方と比較すると学童クラブ入所の優先度は低いと判断されます。学童クラブに入所できた際に、育児休業期間の短縮が可能な場合は、勤務証明書「育休の短縮」欄も必ず御記載ください。

**Q9** 子どもに障害があるのですが、学童クラブに通わせることはできますか？

**A9** 障害がある児童や特別な配慮が必要な児童の受入れについては、「集団生活になじむことが可能であり、原則として1人で通所することができること」が条件となります（入所基準等は、1ページ目を御覧ください。）。なお、入所を希望される場合は、子ども政策課に御相談ください。

**Q10** 子どもにアレルギーや食べられないものがあるのですが、学童クラブに通わせることはできますか？

**A10** アレルギーや宗教上の理由等により制限される食物がある場合は、基本的には除去食や代替食で対応していますが、保護者の方に御協力をお願いすることがあります。申請時に子ども政策課に御相談ください。

**Q11** 保護者が単身赴任中の場合、勤務証明書の提出は必要ですか？

**A11** 単身赴任中の保護者が、申請児童と同一世帯内に住民登録がある場合、勤務証明書の提出が必要です。一方で、単身赴任先に住民登録がある場合、単身赴任中の保護者の勤務証明書の提出は不要です。

## ●入所決定後

**Q12** 放課後、ふっさっ子の広場や習い事に行ってから学童クラブへ登所することはできますか？

**A12** 原則できません。学童クラブへは学校から直接登所する必要があります。

**Q13** 習い事で中抜けをすることはできますか？

**A13** 児童の安全の確保上できません。習い事へ行く場合は、降所扱いとなります。ただし、放課後等デイサービスへ行く場合は、中抜けをすることができます。

**Q14** 延長育成を利用する場合、保護者によるお迎えは必須ですか？

**A14** 保護者又は申請者が指定した方によるお迎えが必須です。また、延長育成を利用しなくても帰宅時間が17時45分以降になる場合はお迎えが必須です。

**Q15** 育成中に事故・けが等で負傷した場合の保険はどうなっていますか？

**A15** 学童クラブでは育成中に児童が事故・けが等で負傷した場合に備え、傷害保険に加入していますが、その補償は見舞金の給付を内容とするものです。医療費や看護等に伴う保護者の休業損害を補償するものではありません。詳しい内容については、各学童クラブへお問い合わせください。また、児童同士のけんか等トラブルによる負傷は保険対象外となる場合があります。別途、個々の御家庭で保険に加入することをお勧めします。

**Q16** 土曜日や長期休業期間等に昼食の提供はありますか？

**A16** 土曜日や長期休業期間等は、原則として御家庭で昼食（お弁当）を用意し、持参していただく必要があります。ただし、各学童クラブで提携している配食サービスを利用することもできます。配食サービスについての詳細は、各学童クラブへお問い合わせください。

## 15 学童クラブとふっさっ子の広場の違い

福生市では放課後の児童の居場所として「ふっさっ子の広場」を市内全7校で開設しています。各御家庭の状況等に合ったお子さんの放課後の過ごし方について、学童クラブとの違いを参照し、御検討ください。

	学童クラブ	ふっさっ子の広場
目的	保護者が就労などで、日中留守になる家庭の小学生を対象に遊びや生活の場を設け、健全な育成を図ることを目的としています。	放課後に小学校内の施設や校庭を利用し、安全な見守りの中で、子どもが安心して楽しく過ごせる「学び・体験・交流」の場として、健全な育成を図ることを目的としています。 ※お子さんをお預かりし、監護をする託児施設ではありません。
対象	市内に居住し、小学校に就学する児童及び市外に居住し、市内小学校に在籍している児童（小学1年生～6年生）	市内小学校に在籍する児童及びその学区に住む私立・国公立小学校に在籍する児童（小学1年生～6年生）
開所日	月曜日～土曜日 （祝日や年末年始を除く。）	月曜日～金曜日 （祝日や年末年始及び学校行事等による振替休業日、一斉下校日等を除く。）
開所時間	・月曜日～金曜日 放課後～18時 ・土曜日や長期休業期間 8時30分～18時 ※17時45分以降に降所する場合、保護者のお迎えが必要です。 ※別途延長指導の実施あり	・放課後～18時 （長期休業期間は、13時～18時） ※4月～9月は17時15分以降、10月～3月は16時30分以降に帰宅する場合、保護者のお迎えが必要です。
利用料	育成料 月額4,000円 クラブ活動費 月額1,500円	無料
利用条件	本しおり1ページ目「1 学童クラブに入所できる児童」参照	なし
申請（登録）方法	オンライン、子ども政策課窓口又は郵送にて申請	各ふっさっ子の広場にて登録
間食（おやつ）の提供	あり	なし

※臨時さくらクラブ・臨時第2亀の子クラブ・臨時第2田園クラブの3クラブについては、ふっさっ子の広場と連携した「一体型放課後対策事業」を実施しています。この3クラブでは、学童クラブの児童がふっさっ子の広場の体験プログラムに参加することが可能です。

※「一体型放課後対策事業」とは「ふっさっ子の広場」と「学童クラブ」のそれぞれの機能・特色をそのままに、一緒に過ごす時間を設けるほか、ふっさっ子の広場の体験プログラムに参加するなど、充実した放課後の時間を過ごす事業を行うものです。なお、一体型放課後対策事業を実施する学童クラブについては児童の安全のために、ふっさっ子の広場と学童クラブで児童情報を共有します。

# 16 申請から入所までの流れ

